

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第9回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和4年10月19日(水) 午後6時～午後9時5分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	けやき会館2階 職員研修所		
出席者	委員	9人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	5人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他3名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	16人 (ほか報道機関11人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 答申(案)について(1 前文について)

(金子委員) 表記の問題だが、(6)だけが一文ではなくいくつかの文章に分かれているが、この(1)、(2)、(3)と続いている文章と同様に、一文で最後に「何々のこと」とつながっていないと文章として非常に座りが悪いように思う。そこで、この(6)についても途中を句点で切らないで、最後の「求められること」まで何らかの形でつながる文章にした方がよいと思う。無理につなげるならば、「平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい許しがたい事件が起き、この事件は、障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライムであり、決して容認することはできないものであり、この事件が起きた本市としては、」というふうに、一文でつなげないと、他の項目との平仄を合わせる上でも少々座りが悪いと思う。

(工藤委員) 賛同する。

(矢嶋会長) 辻委員も賛同でよいか。具体的文案は示していただいたとおりで、事務局よろしいか。では、(6)に関しては、一文にしたいと思う。

(岩永委員) 前文の(3)の2行目、「各分野における虐待の防止等に関する法律」とあるが、この書き方は、少し乱暴ではないか。推進指針には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法が列挙されている。それなのにここにDV防止法が入ってないのに、(4)の最初にドメスティック・バイオレンスというのが書かれているというのは、納得できない。DV防止法は、虐待防止法ではないので、DV防止法、それぞれの防止法を列挙した方がよいと思う。それから、(4)のところだが、障害者団体に関しては(6)で一つ取り上げているが、これだけヘイトスピーチがあったり、金委員に対するヘイトクライムと思われるような事件も起きているので、せめてここで「本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者に対する差別」を最初に持ってきていただきたい。

(矢嶋会長) 二つご意見があったと思うが、まず(3)の「各分野における虐待の防止等に関する法律」について個別具体的な法律の名称を書くべきであるということに関して、いかがか。辻委員、金子委員、工藤委員から賛同を得られた。この具体的な法律の名称を記載するよう事務局に願います。

(事務局) 各分野における虐待防止ということで、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の三つが入るという考え方でよろしいか。

(岩永委員) 加えて、(4)に関してドメスティック・バイオレンスと書いてあるので、DV防止法も入れてほしい。

(矢嶋会長) 四つの法律の名称を明記するというので、事務局よろしいか。

(事務局) 了解した。

(矢嶋会長) 岩永委員からのもう一点のご指摘だが、「本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者」を最初にと提案であったが、具体的に(4)の中でどこに持ってくるということか。

(岩永委員) ドメスティック・バイオレンスの前かと思う。それともう一点付け加えるとしたら、いじめやハラスメントもここに加えていただきたい。

(矢嶋会長) 「しかし」の後に、まず、最初に「本邦外出身者をはじめとした外国につながり

を持つ者、ドメスティック・バイオレンス、高齢者、障害者及び子どもへの虐待等の人権問題が発生するとともに」としたときに、いじめ、ハラスメントというのは今度具体的にどこに入るのか。

(岩永委員) 人権教育をしていく上で、いじめとかハラスメントというのは、是非それも人権侵害だということを強調した方がよいと思うが、どこに入れた方がよいか。

(金子委員) 先ほどの岩永委員のお話では、差別を先に持ってくるということだが、岩永委員それでよいか。

(岩永委員) それでよい。

(金子委員) では、冒頭から言うと、「しかし、本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者、性的少数者、感染症患者等への不当な差別並びにドメスティック・バイオレンス、高齢者、障害者及び子どもへの虐待等の人権問題が発生するとともに、いじめやハラスメント等の問題も顕在化していること。」というのはいかがか。

(岩永委員) それで結構である。

(矢嶋会長) 金委員、辻委員からもご賛同ということで。

(片岡委員) 先ほど岩永委員が「本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者」という文言をドメスティック・バイオレンスの前に持ってくるという提案されたが、私は逆に反対である。やはり、ドメスティック・バイオレンス、高齢者、障害者及び子どもへの虐待を先に持ってきていただきたいと私個人は思う。本邦外出身者に対することもそうだが、人権のまちづくりということで、やはり高齢者、障害者の市民に対する、これをまず頭の方に持ってきてほしい。先に本邦外出身者の文言を持ってくるのは、私個人としては反対である。

(矢嶋会長) 片岡委員のご意見は、既に示されている事務局案のままでよいということか。

(片岡委員) どちらかというとな事務局案であり、そのままでよい。その方に賛成である。

(工藤委員) 私は金子委員に賛成する。本邦外出身者も市民であるから、障害者とか高齢者とも同じような同等の立場に立つと思うので、それを市民として位置付けた方がよいというふうに、しっかり位置付けていきたいと思う。

(金子委員) 皆様の意見を総合して、差別と虐待を前段と後段で分けているが、これを分けずに、例えば、「しかし」の後に「女性、高齢者、障害者、子ども、本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者、性的少数者及び感染症患者等への不当な差別又は虐待等の問題も顕在化していること」ではいかがか。

(矢嶋会長) 私も障害者が虐待のところだけにだけ入っていて、差別のところに入っていないというのは違和感があったので、今の金子委員の総合化するという案に賛同したいと思う。皆様はいかがか。

(岩永委員) ドメスティック・バイオレンスではなく女性というふうに金子委員は提案されたが、ここは女性だけでなく性別かと思う。金子委員は、ドメスティック・バイオレンスではなく女性でよかったか。

(金子委員) それでよい。

(岩永委員) ここは性別かと思うがいかがか。

(金子委員) そのようにすると一つ問題になってくるのは、性別への虐待ないしは差別という文章になってしまう。ここに性別若しくは男性を入れるということになると、また少し別

の文案を考えなければならない。

(岩永委員) 金子委員の案で賛成する。

(金子委員) 私もドメスティック・バイオレンスは、必ずしも女性だけが被害者ではないと考えているが、社会的に問題になっているものとしては、やはり女性に対するドメスティック・バイオレンス、差別が圧倒的に多いということで、女性というふうに対象をある程度限定してしまってもよいかと思う。これは前文なので、あくまでも条例の理念をうたっているところに過ぎず、何かここから法的効果が生まれるわけではない。女性の問題が顕在化しているということをはっきりとできればよいかと思い、先ほどのような提案をした。

(片岡委員) 今の金子委員が言われた文章で私も賛成である。

(金子委員) そのように捉えた場合、性的少数者に対する虐待や感染症患者に対する虐待というのは、あまり問題にならないので、そこをクリアするために「差別又は虐待」、「虐待又は差別」でもよいが、「及び」ではなくて「又は」を使ってつなぎ、その人権問題が顕在化しているというふうには、そこは法令用語として馴染むように、事務局の方でまた調整いただきたい。

(事務局) 今の最終的な文案を読み上げさせていただく。(4)のところだが、「しかし、女性、高齢者、障害者、子ども、本邦外出身者をはじめとした外国につながりを持つ者、性的少数者、感染症患者等への不当な差別又は虐待等の人権問題も顕在化していること。」という形でよろしいか。

(金子委員) 性的少数者と感染症患者の間は「及び」でつないでもよいと思う。並列の最後となるためこのような表現でよいのではないか。

(事務局) 条文の書き方として、最後に「等」を入れており、点でつないでいく形でもよいという気はしている。

(金子委員) 分かった。

(矢嶋会長) 私から一点確認だが、柱書の部分で従来「こと」となっていたものが「ものとする」と修正されていて、全部、この項目に関して「ものとする」と書かれているが、法令用語で「ものとする」の意味からして前文はこれでよいのかなと思う。より拘束力の高いものに関しては、一律に「ものとする」としてよいのかどうか、少し疑問に感じているが、事務局で「ものとする」と書き換えた趣旨を説明いただいてもよいか。

(事務局) 「こと」や「ものとする」というところは、7月末の審議会で、条文の在り方というよりは答申の在り方として、柱書が「こと」で終わることに違和感があるとの意見があったので、「ものとする。」又は「規定するものとする。」とした。括弧の方はよいが、柱書の方は「ものとする。」といった表現で終わらせるといような意見があったので、そのような修正をした。そのため、条例にしたときの観点というよりは、この答申の在り方としての観点でこのような修正を加えたものである。

(矢嶋会長) 違和感を抱いているのは、私だけか。この点に関して是非皆様からも意見をいただきたい。

(金子委員) この部分は条例そのものには載らない部分なので、法的効果の問題は、ここは関係がない部分だと理解をしている。ここはあくまでも、答申としてこういうことを盛り込んでくださいねと言っているだけであって、(1)から先が具体的に条例に入ってくる文言になるので、ここは「盛り込むものとする」と書いても、「盛り込むべきである」と書

いても、「盛り込まなければならない」と書いても別にどのような書き方でもよいが、答申で書くのであれば、一般的に「ものとする。」でも私はさほど違和感はないかなと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の皆様、特に異論がなければ、このままでということによろしいか。では、1に関して他にもし意見がなければ、ここで閉じさせていただく。

(2) 答申(案)について(2 目的・基本理念について)

(金子委員) 2の柱書のところだが、その最後の部分、「条例の目的・基本理念を次のとおり盛り込むものとする。」という表現が、若干違和感があり、先ほどの前文のところでは、最後が「前文を設けることとし、次のような内容を盛り込むものとする。」というようになっているので、同じような形で、例えば「条例の目的・基本理念として次の内容を盛り込むものとする。」と、ある程度1の前文のところとそろえた方が美しいと思う。あくまでも書きぶりのことだが。

(矢嶋会長) この点に関して皆様いかがか。辻委員、金委員、工藤委員から賛同があった。では、事務局よろしいか。「理念として次の内容を盛り込むものとする。」と事務局は修文をお願いしたい。

(事務局) 1に合わせると、「次のような内容」となるがどうか。

(矢嶋会長) 「次のような内容を盛り込むものとする。」と修文をお願いする。

(3) 答申(案)について(3 市の責務について)

(金子委員) 先ほどの繰り返しになるが、柱書はもう全て統一的な表現にした方がよいと思うので、今後も全て同じように、なるべく同じような表現で統一していただきたい。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃったとおり、この柱書の部分を「次のような内容を盛り込むものとする。」と修文する。

(矢嶋会長) 以降も柱書に関しては同様に修文をお願いしたい。

(4) 答申(案)について(4 市民及び事業者の責務について)

(金子委員) 先ほどのところで言い忘れたが、ここにも関係するが、箇条書きの部分の末尾は「何々のこと」で統一するのではなかったか。そうすると、先ほどの3もそうであるし、そして今の4も該当するが、盛り込むべき具体的な内容については末尾を「こと」でそろえるとするならば、「こと」という表現、「何々のこと」という表現にそろえた方がよいのではないかというのが、一つ目である。もう一つだが、この4は、箇条書きの部分が一つしかないがために、数字の括弧書きの数字ではなく、「・」で表現されているが、行政文書の場合、一つしかない場合でも(1)と書いてある場合があるが、こういう場合どうしたらよいか。「・」を利用するのがあまり美しくないと思うが、行政慣行がよく分からないのだが、こういう箇条書きが一つしかない場合には、こういう書き方が答申などでは一般的なのか。事務局に教えていただきたい。

(事務局) 指摘いただいた3について、(1)の語尾は「共生社会の実現を図らなければならないこと」、(2)は「施策を推進しなければならないこと」、(3)は「取り組まなければならないこと」、という表現でいかがかと思う。また、4の「・」について、本来で

あれば、その本文の中に入れ込んでいくのが基本的な考え方と考えているが、(1)を使ってはいけないということではなく、本文の中に入れるとなると今回は難しい感じもすると思っている。(1)のように括弧を付けて表現してもよいと思う。最後のところに「協力するよう努めなければならないこと」と、というスタイルでいかがかと思う。

(金子委員) その案に賛成する。

(矢嶋会長) 辻委員からも賛成があった。では、この二点に関して、そのように修正をお願いする。あと4に関していかがか。ないようなので、5に移りたいと思う。

(5) 答申(案)について(5 不当な差別的取扱いの禁止について)

(事務局) 先ほどのご意見を踏まえ、3行目を「次のような内容を盛り込むものとする。」と、4行目の「・」を「(1)」と、6行目を「ならないこと」と修正したいと思う。

(矢嶋会長) 事務局から既に修正の文言を出していただいたが、なお書きの最後の「明らかにするものとする。」は、そのままでよいか。

(事務局) 5行目だが、「不当な差別的取扱いをしてはならないこととし、「不当な差別的取扱い」について、条約や他市の条例における規定を参考としたうえで、どのような行為がそれに当たるのかについても明らかにすること」と一文にして、最後のところを「こと」としてみてはどうかと思い、提案する。

(矢嶋会長) 今の事務局からの提案について、辻委員から賛成があったがどうか。

(金子委員) 私は若干違和感がある。「差別的取扱いをしてはならないこと」というのは、条例に盛り込むべき事項についてのことなので、「こと」でよいと思うが、なお書きは、その事項ではなく、それを盛り込むに当たってはこういうことに注意をなさよというある種の注意書きなので、少し性質として違うと思う。事項ではなく、やはり後ろに付けて、なお書きの方が座りがよいと個人的には思うが、別にこだわるものではない。

(矢嶋会長) 一文にするという事務局案、また、金子委員からはやはり分けて書くべきだという提案があったが他の委員はいかがか。

(辻委員) 私はこだわらない。

(事務局) 先ほどの5行目のところの「不当な差別的取扱い」の後ろに「(※)」を入れ、「をしてはならないこと。」で区切る。次に「なお」を削って、「なお」のところに「※」を入れて、「「不当な差別的取扱い」について、条約や他市の条例における規定を参考としたうえで、どのような行為がそれに当たるのかについても明らかにすること。」とする。そのような表現でどうかと思うが、意見を伺いたい。

(矢嶋会長) ただ今の事務局案について皆様いかがか。

(金子委員) 私はそれでよいと思う。

(矢嶋会長) ただいまの事務局案で修文をお願いしたい。

(6) 答申(案)について(6 推進指針について)

(事務局) 先ほどと同様、柱書の「次のことを規定するものとする。」を「次のような内容を盛り込むものとする。」に修正したいと思う。

(矢嶋会長) 事務局から修正点について説明いただいたが、意見はあるか。

(金子委員) (1)の末尾について、「市にとっての義務とすること」というのが少し言い回

しとしてくどいので、「市の義務とすること」でよろしいのではないか。

(矢嶋会長) では、「にとつて」を除いて、「市の義務とすること」と修正をお願いします。

(金子委員) (3)の末尾について、「第三者機関の意見を聴かなければならないこととすること。」も回りくどいので「聴かなければならないこと。」でよいと思う。

(矢嶋会長) 「聴かなければならないこと」と修正をお願いします。他はいかがか。ないようなので、7に移らせていただく。

(7) 答申(案)について(7 人権教育・人権啓発について)

(事務局) 先ほどと同様、柱書を「次のような内容を盛り込むものとする。」に修正したいと思う。

(工藤委員) (3)であるが、過去三回くらいの審議会で意見を言っており、少し遅れたが修正意見も出しているはずだが、「社団」の後に「、」として次に「研究者」を入れてほしいということを何回か言っており、その反映がされていないので、是非入れてほしいと思う。

(矢嶋会長) 「社団」の後に「、研究者等と連携・協力」ということか。

(金子委員) その場合に「認定・登録された」もそこにかかってしまうので、研究者個人を認定・登録するということでよろしいか。これは、辻委員が主張されてきたことだと思うが、団体の認定・登録という形の制度を作るように今まではイメージをしてきたと思うが、研究者という形にするのか、あるいは大学等の学術団体のような形にするのか、そこは今詰めておいた方がよいと思う。

(工藤委員) 私は、やはり研究者も認定・登録した方がよいではないかと思う。団体だけではなくて、やはりそういう人達も入れた方がよろしいかと思う。ただ、語呂が悪いということであれば、研究団体とか学術団体ということでもよいが、私は研究者がよいかと思っている。

(金委員) この前いつか、この認定のところに、第三者機関が関与するように盛り込むことを取り入れようという意見があったような気がするが、それは私の勘違いか。でも、他の委員の意見から出た気がして私がメモしているが。この認定は、きちんと第三者機関が関与できるような認定の仕方をするといった議論をしたことを皆さんは覚えていないか。

(事務局) 今の金委員の意見だが、12ページの10のところの下から二つ目の「・」の最後の行のところに、認定・登録制度を作る際は、第三者機関が一定の関与をするようにという項目は入れている。

(金委員) それでよいのかどうか、他の委員の方教えていただきたい。

(矢嶋会長) 事務局からは、そこに金委員から申出のあった内容を盛り込んでいるということだが、よろしいか。

(金委員) それで私は納得した。他の委員の方がよろしければ大丈夫である。

(辻委員) 今、金委員がおっしゃったことは、第三者機関が認定と、そして認定をして登録するというので、今、事務局がおっしゃった12ページのところは、こうした仕組みを作る際に第三者機関が一定の関与をするということなので、金委員のご質問と事務局の意見が少し食い違っていると思うが。

(矢嶋会長) 少し議論が混乱していると思うが、まず工藤委員から提案のあった「研究者」を

入れるかどうかについて、先に結論付けさせていただきたい。金子委員からは、「研究者」をそのまま「社団」の後に入れると、認定・登録されたという形容詞がかかるので、いかななものかということだが、工藤委員の意見では、それでもなお「社団、研究者」と入れた方がよいということだったか。それとも他の文言に変えるということか。

(工藤委員) 特にこだわらないが、この団体だけでも「等」はあるが、もう少し明確に、研究者たちをきちんと位置付けた方がよいだろうということなので、金子委員が言ったように、そういう団体の名称を入れることについても私は別に反対しない。

(矢嶋会長) 金子委員は、学術団体と提案されたのか。

(金子委員) そのとおりである。大学等の学術団体などである。

(工藤委員) 研究者は、その中の人達なので同じことだと思う。金子委員の案でよろしいかと思う。

(矢嶋会長) では、「大学等の学術団体」という文言を社団の後に入れるとしてよいか。

(工藤委員) 大学等はいらないのではないかと。学術団体でよろしいのではないかと。

(金子委員) それでよいと思う。

(矢嶋会長) では、大学等を抜いて「学術団体」を入れるということで、皆様よろしいか。

(金子委員) その関係で一点、社団というのは何を意味しているか。私はむしろNPOやNGO等の市民団体、あるいは当事者団体をここでいうところの認定・登録団体にすべきだと思う。もちろん社団であることに間違いはないと思うが、ここでいうところの社団というのは、どのようなものを指しているかと事務局では考えているのか。もっといえるならば、市民団体という言葉では駄目か。

(矢嶋会長) 社団という言葉に関して、事務局はいかがか。

(事務局) 社団の部分は、元々推進指針の中で人権関係団体、NPO、NGO、民間団体等のネットワークという文言があるので、社団という大きな括りで決めたという状況である。金子委員の申出のように、その中にはNPOなどが入っているので、そういう形でもよいかと思う。

(金子委員) であるならば、今、説明のあった民間団体という言葉ではいかがか。

(矢嶋会長) 辻委員から賛同ということだが。

(工藤委員) 法律用語で財団もあり、ややこしいので、民間団体なり市民団体なりの方がよろしいかと思う。

(岩永委員) 社団だとやはりその社団法人のみという感じがするので、市民団体の方がよいと思う。

(矢嶋会長) では、「社団」という文言は、「市民団体」に変えるということで事務局願います。先ほどの金子委員のご指摘に関して、辻委員から事務局と金子委員の認識がずれているというか、合致してないのではないかとということだが、この点に関して皆さんのご意見はいかがか。

(金子委員) 議事録を確認したわけではないが、私の記憶では、この12ページに書いてあるとおり、認定・登録制度を作る際には第三者機関が一定の関与をするが、その一定のルールに基づいて実際には市が認定をしていく。つまり、第三者機関が認定をするわけではない。これは結構な業務量になると思う。それを管理し続けなければいけないので、少し第三者機関には荷が重いと思うので、認定そのものは市がしていけばよいと思う。

- (矢嶋会長) 金子委員の意見は、事務局案のとおりでよいか。
- (金子委員) よい。それは先ほど金委員の意見とずれてくるが。
- (矢嶋会長) 事務局、議事録の確認等は可能か。
- (事務局) 確認する。先ほどの社団の部分について、「市民団体」と意見があり、「市民団体、学術団体等と連携・協力」となると思うが、この「市民団体」の部分について、先ほども紹介した推進指針の中で、民間団体という表現を使っており、いずれがよいか意見をいただきたい。
- (金子委員) より適切なのは市民団体だと思うが、推進指針と平仄を合わせるのが行政慣行上、より適切であると事務局が考えるのであれば、民間団体でも私はよろしいかと思う。
- (工藤委員) 私も特にここでこだわらないが、広い意味で、民間団体と言えば市民団体も含むと、そういう理解をするということであれば、私は民間団体でもよいと思う。
- (金子委員) 「市は認定・登録された」云々というふうが続いていくが、この認定・登録されたというのが、一体何に認定・登録されたのかが分からないし、認定された団体に名称をとりあえず付けておいて、市が自ら認定・登録するわけなので、何々に認定・登録「された」というよりは「した」として、「した何々と連携・協力する」というような書きぶりの方がよいと思う。その認定する団体を何々団体というかは、多分、辻委員が前に案を示した気がするが、議事録を確認できないので分からないが、辻委員、覚えておられれば、〇〇団体と何度か口にされていたように思うが。
- (辻委員) 議事録の確認を、私も待つ。
- (金子委員) いずれにせよ、その〇〇団体というふうに、仮称でももちろん構わないと思うので、〇〇団体（仮称）としておいて、この12ページのところも〇〇団体という形で名前を付けておいた方がよいと思う。
- (矢嶋会長) こちらに関しても事務局による議事録の確認を待つということだが、他の点に関して何かご意見があれば、今のこの時間に伺いたいと思うがいかがか。
- (事務局) 今の仮称の部分について、「(3)市は、(仮称)〇〇団体に認定・登録した市内企業」という形の文章ということによろしいか。(仮称)〇〇団体は確認する。
- (辻委員) 私は、令和4年度の第2回と第6回に認証団体と発言しているかと思う。
- (事務局) 「認証団体に認定・登録した」との文章になってくるが、認定・登録をした団体の名前が認証団体という名称の場合、認証と認定の違いが出てくると思うが意見をいただきたい。
- (金子委員) この場で、例えば認証〇〇団体でもよいし、あるいは人権教育協力団体でもよいが、仮称で構わないので、新しい制度を作ることとなるため、〇〇団体認証制度若しくは認定制度というように、制度に何か名前を付けた方が分かりやすいと思う。
- (矢嶋会長) 人権教育協力団体という仮称で案が出ているが、それでいかがか。
- (工藤委員) せっかくだから、金子委員の案でよいと思う。もう一つとして、標題がせっかく人権教育人権啓発なので、人権教育啓発協力団体としたらどうか。
- (金子委員) 私もそれでよいかと思う。
- (矢嶋会長) 人権教育啓発協力団体という仮称名を入れるということによろしいか。辻委員、岩永委員から賛同があった。
- (事務局) 12ページに登録の制度のことが書いてあるが、「不当な差別をなくしていくとい

う市の姿勢について賛同を表明した市内企業、社団等を認定・登録し、顕在化させ、そのような社会規範を醸成していくこと」と書いてあり、制度の趣旨的なところで、教育とか啓発といった言葉は入っていないが、先ほど提案のあった名称でよろしいか。

(金子委員) 上の方の柱書のところに教育・啓発、相談・支援もあるので、相談・支援も、そういう団体に負わせるということが、元々の辻委員の案にあったとは思えない。

(辻委員) 教育がないと思う。

(金子委員) 教育・啓発は、12ページの柱書のところも教育・啓発に限定して、教育啓発協力団体とするか、あるいは、教育・啓発と相談・支援をここに書いておいてもよいが、その認定団体の制度はあくまでも教育・啓発のところだけで、それ以外に相談・支援についてもこういう形で各種の団体と協力していくという項目をもう一つ起こす。そちらの方がよいかと思う。今ここには「・」が二つしかないが、もう一つ項目を起こして、教育・啓発の方の連携体制と相談・支援の方の連携体制とで、最後にプロバイダの話という形にしてはいかがか。ついでに申し上げると、相談・支援のところは、市の業務に協力するというよりは、各企業の中に設けられている、様々な相談窓口、自分のところの従業員等に対する相談窓口とも、有機的に連携を取っていくというような内容で、そういうようなことを書き込む。つまり、市の代わりに何か相談・支援をするというよりは、あくまでもその独自の窓口を持っているところと協力をしていくというような内容になるのかなと思う。

(矢嶋会長) 金子委員、12ページの具体的な修正文言を、もう一度おっしゃっていただけませんか。まず、柱書のところの下から2行目のここは一緒でよいか。

(金子委員) 一緒で構わない。

(矢嶋会長) 一つ目の「・」の文章はどうか。

(金子委員) ここまで長くなくてもよいと思うが、「不当な差別をなくしていくという市の姿勢について賛同を表明した市内企業、何々を〇〇団体として認定・登録し、顕在化させ、そのような社会規範を醸成していくこと」ではどうか。

(矢嶋会長) 先ほど提案があったところに、新たに挿入する文章はどうか。

(金子委員) それだけだと、啓発・教育のことだけしか項目がなくなってしまうので、相談・支援についても何らかの具体的な項目をこの下書き加える。それによって柱書との整合性が取れてくる。そこに何を書き加えるのかというのは今持ち上がった話なので、急には思い浮かばないが、一つにはその各企業が内部に持っているような相談窓口等と連携していくとか、そういうようなことを書いておく。あるいは支援団体や当事者団体がそれぞれに相談・支援を行っているわけだから、そういうところと連携を取っていくというようなことを二項目目として書き込む。

(矢嶋会長) 三項目目は、このままインターネット連携ということで、辻委員からは賛同ということだが。

(辻委員) まだ今は、7(3)でよいか。

(矢嶋会長) 7(3)は、事務局の確認の結果待ちである。12ページと平仄を合わせる必要があるとのことで、今スキップして12ページの10「・」の項目について先に議論している。今日、持ち上がった論点ではあるので、もう一回、その12ページの10に戻った段階で、具体的な文言について、また皆様に揉んでいただくということで、ここに関して

ペンディングにさせていただき、7に戻る。先ほどの金委員からの問題提起について、議事録の確認は難しいか。もし難しいようであれば、この点に関してもペンディングにしたい。

(事務局) 以前、発言いただいた中では、人権団体の認定については、人権委員会がやるのではなく、それは行政の担当課や場合によっては審議会でよいという意見があった。それについて、特に皆様から賛同いただくという流れにはなっていなかったからとは思いますが、そういう意見があったので、事務局としては、先ほど金子委員から提案のあったような形で作る際に第三者機関が一定の関与するようにすると記載した。

(矢嶋会長) 事務局に議事録を確認していただいた上で、この場で新たに確認しておきたいと思うが、この事務局案のままでよろしいか。

(辻委員) 何がよろしいのか、よく分からない。

(金子委員) 金委員からの確認は、その認定・登録も第三者機関がするのかどうかだが、今の事務局の説明だと認定・登録そのものを第三者機関がやるわけではなくて、意見は聴くけれども、直接第三者機関が認定するわけではないという議論がこれまでであったということも反映させて、この案になっているということだが、金委員よろしいか。

(金委員) 私も委員の方々の意見を聴く時にメモしただけなので、もしそれで委員の方々がよいところに落ち着けば、私はあまりよく分からないので、そうかなと思う。でもこの7(3)の文面だと認定・登録された市内企業となり、いつどこで誰が認定されたんだって思ったところを、12ページの10のところであっているという話であれば、それはそうかなと思う。納得するしかないと思うが。

(矢嶋会長) 先ほどの修正で認定されたというのは市が認定するという事になったので、認定する主体は市であるということを確認することは決まった。

(金委員) でもそこを第三者機関が関与しないで、そのまま市だけがこの企業とか団体とか認定すれば大丈夫となるのか。

(矢嶋会長) 第三者機関が一定の関与をするということも10のところに書いてある。その点は、皆様よろしいか。金委員も納得いただいたということで、そうしたいと思う。

(辻委員) 令和4年度の第6回の議事録のところ、私たちは、多分かなり熱く議論している。私からは、その「すること」の後に、文面については先ほどの5と同じような書きぶりにしていただきたいが、「その認定・登録については、別途ガイドラインで定める。認定・登録された団体が、人権教育をする際のカリキュラムの作成に関与するものとする。」と付け加えていただければ、嬉しいがいかがか。

(矢嶋会長) 辻委員が確かにそうおっしゃっていた記憶は私もあるが、皆様よろしいか。なお書きで今の具体的文言は付け加えていただく。事務局、辻委員の修正文言は聞き取れたか。

(金子委員) 今、辻委員が提案されたことは、むしろ10の方に書いた方がよいのではないかな。こういうことをするということをやったことであって、細かい手続的なことについては、むしろ10の方に書いた方がよいのかなという気もする。もちろんここになお書きで書いても特にそんなに問題はないと思うが、どちらが辻委員の意図に寄り添うか。

(辻委員) 9に第三者機関が来ているので、10のところの方がよいのかなというのと、あと議事録の今述べたところ17ページに、工藤委員が、先ほど金委員がおっしゃったように、認

定・登録については第三者機関をかませ（関与させ）た方がよいと提案いただいているので、金委員の指摘は正しいかと思うが、事務局としてはいかがか。認定・登録する人権教育啓発協力団体の認定に第三者機関をかませたほうがよいと工藤委員が提案しているが、事務局としていかがか。

（矢嶋会長）辻委員に確認だが、一点目のなお書きを入れる場所についてはどこか。どちらでも構わないか。

（辻委員）構わない。

（矢嶋会長）これは金子委員の発言にあったように、確かに10の方が馴染むという気はする。

（辻委員）相談のところが今新しくできたので並べないと分からないが、金子委員の指摘は、そのとおりだと思う。

（矢嶋会長）なお書きは10のところで追加するという事とする。それで二点目の「かませる」ということについて、もう一度工藤委員に発言の趣旨を伺いたい。

（工藤委員）この件について、確か前々回の審議会で質問したのだが、第三者機関と、この認定・登録の関係がどうなるのかと。意見だというと、第三者機関がきちんと選ぶことも一つの方法であるということで、私は前々回の審議会で提起したが、それは市が判断してやる、やった方がよいだろうとことで終わりだった。ただ、ここの10のところに書いているのは、この下から4行目で、漠然としているが、第三者機関が一定の関与をするようにすること、という意味は多分抽象的だが、私が言ったようなところをきちんと入れられたのかなと思うので、どうするか。市と第三者機関が連携、市と第三者機関は対立関係ではないが、市の担当の方と第三者機関がしっかりと連携して、報告するなり、市の方針を報告するなり、それを第三者機関が了解すると、手続を取るようなシステムを入れたらどうかということをお願いしたが。

（金子委員）認定・登録制度の認定・登録をするときのその基準は第三者機関が作ってよいと思うが、実際の認定業務の方は、第三者機関には少し荷が重いと思う。第三者機関は具体的な事案が起こった時の専門調査員と専門相談員は置いているが、それ以外の人員というのは多分非常に少なくなるはずで、調査と相談を回すだけでも、手一杯な状況であって、私はそれ以外の業務を第三者機関に負わせるべきではないと思う。あくまでも制度作り、基準作りのところを第三者機関が行って、あとはその基準に基づいて、市長部局、人権・男女共同参画課の方で認定をし、その認定した団体がきちんとそれをやっているかどうかというようなことも、その後見ていくというようなシステムを考えていたのだが、私はこの事務局案で、その趣旨は生きているかと思う。もし書くのであれば、その基準作りのところをきちんと第三者機関がしなさいということを書いておけばよいかなと思う。多分、工藤委員がおっしゃった、かませるというのも主体的に認定するというよりも、そこに関与するという意味だから、基準作りという形で関与する、かませればよいのかなと思う。

（工藤委員）流れは金子委員の案でよいと思うが、やはり最終的には第三者機関もきちんと報告を受けるということを入れておいてもよいのではないかと思う。

（辻委員）今の工藤委員に賛同する。最終的に第三者機関が監督できるというのは、報告を受けるということになっていけば。私としても異議はない。

(矢嶋会長) 7の記載に関しては、事務局案のままということによいか。

(工藤委員) 7のところだが、さっき言った人権教育啓発協力団体という言葉は入れてもよいのではないか。きちんと、このままではなく、いろいろとさっき修正があったので、団体のところを民間だったりとするかを、修正した方がよいかと思う。

(金子委員) それは入ることになったと思う。

(矢嶋会長) 入ることに確認がとれているかと思う。

(工藤委員) 確認が取ればよい。

(事務局) 文案の確認をしたいがよろしいか。7(3)について、「市は、(仮称)人権教育啓発協力団体に認定・登録した市内企業、民間団体、学術団体等と連携・協力するなど、人権教育及び人権啓発がより効果的なものとなるようにすること。」そのような感じによろしいか。

(矢嶋会長) よいと思う。

(岩永委員) その人権教育啓発団体というのは、ただ単に人権推進協力団体でよいのではないかと思う。というのは、工藤委員のところの神奈川人権センターも、私のところのかながわ女のスペースみずらも教育・啓発も行っているし、相談も行っている。そのため、教育・啓発だけだと相談できないのではないかと思えるので、単に人権推進協力団体でよいような気がするが、いかがか。

(矢嶋会長) 新たに岩永委員から提案があった。この仮称についてだが、人権教育啓発協力団体ではなく、人権推進協力団体でよいのではないかということだがいかがか。

(金子委員) 私は今の名称でよろしいと思う。相談・支援のところをどこまで盛り込むかというのは、12ページのところで議論がまた必要になるかと思うが、名称としては今の名称の方ですっきりしていると思う。

(矢嶋会長) 岩永委員の提案の内容でよいということか。

(金子委員) よいと思う。

(矢嶋会長) 皆様はよろしいか。では、人権推進協力団体に変更することとする。7は終了ということによろしいか。

(金子委員) どの段階で申し上げるべきか迷うのだが、今この段階でよいかなんて思って伺うが、残り一時間だが、もう確実に今日終えるということは、不可能であると思う。事務局に伺いたい、もう絶対に今日終えなければいけないのか。そうだとするならば、途中で打ち切るしかないという話になる。そうではなく、十分に時間をかけるということであれば、このペースで行くと、あと二回ぐらいの審議会は必要だということになるが、我々はどのようなペースで審議をすればよいのか。今のペースではもう絶対に無理だということはもう目に見えているので、そこをまず明らかにしていただきたいが、よろしいか。

(事務局) 今のペースで今日中に終わるということは全く考えられないが、十分にご審議をいただきたいというのが市の方の考え方である。打ち切ってしまうということではなく、もしあと二回かかるようであれば、それは十分に審議をいただく時間ということで必要なものであると考えている。

(金子委員) 安心した。

(矢嶋会長) このペースで進めていきたいと思う。では7までは終了とさせていただきます。

(8) 答申(案)について(8 相談・支援体制の充実及び救済機関について)

(事務局) 先ほどと同様、柱書を「市民に身近な救済機関の設置について次のような内容を盛り込むものとする。」に修正したいと思う。

(金子委員) (1)の柱書きの部分だが、「また、その周知に努めること。」が非常に短文であるにもかかわらず、一文になっているので、ここはつなげてしまって、その前の文章の終わりの部分を、「総合的な相談・支援体制を整備し、またその周知に努めること。」などというふうに一文にまとめても構わないのかなと思う。それが第一点目である。第二点目は、(1)アの中の相談の例だが、最後に自殺予防電話相談というふうに、ここだけ電話という相談の手法が明記されているが、必ずしも別に電話に限定しなくてもラインでも何でも構わないと思うので、自殺予防に関する相談でよいのではないかと思う。次のページの(2)だが、2行目の終わり、「何々を契機として、第三者機関において」と書いているが、ここは救済機関という言葉を使うということになっていたと思うので、「救済機関において関係者等への調査や調整」と明記をした方がよいと思う。最後に、(4)だが、「相談、支援、救済に関する費用を措置することを審議会として提言する。」とあるが、これは条例に盛り込むべき事項ではないので、この(4)については、最後の26ページの「14 審議会としての要望について」の中に含めるべきことと思う。若しくは、もしこのところに残すのであれば、その項目の中に含めるのは違和感がある。条例にこれを盛り込むわけではないと思うので、この(4)ではなく、「なお」とか、そのような形で付加的な意見であるということをも明記した方がよいと思う。以上四点である。

(矢嶋会長) 確認だが、最初は(1)の4行目の「体制を作ること。また、その周知に努めること。」というところを、「体制を整備し、またその周知に努めること。」ということ一文にする。これに関しては皆様よろしいか。

(金子委員) 「また」は、いらないと思う。「整備し、その周知に努めること。」でよろしいかと思う。

(矢嶋会長) 「整備し、その周知に努めること。」で皆様よろしいか。二点目が(1)アの相談の例の「自殺予防電話相談」の「電話」を取って、「自殺予防に関する相談」に変えるということで、この点に関してもよろしいか。

(片岡委員) この「自殺予防電話相談」というのは周知されていて、いろいろな所、横浜市も相模原市も川崎市も、自殺予防相談は電話ということで随分前から周知されているので、「自殺予防電話相談」はそのまま入れていただきたいと思う。

(矢嶋会長) このまま載せてほしいという片岡委員の発言があったがどうか。

(金子委員) 事務局に伺いたいですが、電話相談しかやっていないのか。最近の自殺予防の相談は、ラインの相談が非常に対応されていて実効性があると伺っているが、今、行っているのが電話相談のみであるならば、限定して記載することに別に私はこだわらない。

(事務局) 市としての事業は、電話相談になる。

(金子委員) ということであれば、電話相談にここでは限定して書いてもよろしいかと思う。

(矢嶋会長) では、これに関しては変更なしということで、皆様よろしいか。金子委員のご指摘の三点目、(2)2行目の「第三者機関」を「救済機関」に変更するという点について、皆さんよろしいか。

(工藤委員) 後ほど出てくる第三者機関の役割について、多分そこを意識して書いているのか

などと思う。救済機関というのは第三者機関を含むということなのか。その辺どういう議論だったか分からないので質問した。

(矢嶋会長) これは事務局に確認ということか。

(工藤委員) 金子委員にお聞きしたい。

(金子委員) 私の認識では、第三者機関というのは、この審議会と救済機関のどちらもが第三者機関であって、その第三者機関の中に救済機関として新たに作る人権委員会と、既存のこの人権施策審議会があって、この答申では第三者機関の中で役割分担をしていくという作りにした方がよいと思う。後の第三者機関のところで、またいろいろ申し上げようとは思っていた。

(工藤委員) そういう理解であれば、それはそれで結構である。

(矢嶋会長) では、救済機関に変えるということでは、四目だが、(4)を26ページに移動するか、若しくは書き方を変える、他のものとは違う書きぶりにするということだったが、この点に関しては、どちらの方がよいのかも含めてご意見いただきたい。

(金子委員) 費用を措置することを条例の項目の中に盛り込むということも考えられるので、その場合にはこの(4)を、「相談、支援、救済に関する」、「関する」より「要する」の方がよいと思うが、「費用を措置するものとする。」というふうに条例の本則の中にこれを入れてしまうという手立てももちろんあると思う。いずれにせよ、「審議会として提言する」ではなく、提言するのであれば、最終の26ページに持っていくことになると思うが、条例の中でその必要な費用を措置しなければいけないということも義務化してしまうというのも手立てになる。そういう条文も実際に条例の中にあるので。自分で言っておいて、先ほど言ったことと矛盾してしまうが、その方がよいと思う。最後の要望事項に持っていくのではなくて、その費用を措置するという義務を市に負わせるということの本則として明記した方がよいかなと思う。

(金委員) 以前多分話した時に、今の金子委員の意見に近かったと思う。きちんと費用を措置しようという意見だったと思うので、今の金子委員の意見に賛同する。

(矢嶋会長) 辻委員からも賛同の意見をいただいた。では(4)は、(4)として残しつつ、文末を「措置するものとする。」でよろしいか。

(事務局) 文面を読み上げさせていただく。「相談、支援、救済に要する費用を措置するものとする。」という形でよろしいか。

(金子委員) 細かいことを言えば、「相談、支援及び救済」だろうか。「相談、支援及び救済に要する費用を措置するものとする。」でよろしいと思う。

(工藤委員) 違和感を持っているところが一箇所ある。具体的には、(1)に「人権を侵害されたと思う市民」と記述されているが、「人権を侵害されたと思う市民」というと少し違和感があった。実は思っていない市民がいるのではないかと。読んで裏返せば、そういう意味合いで取りかねないので、少し考えた方がよいかと思う。それからもう一つ、本人だけではなくて、この件については、家族とか、いろいろな人が相談すると思う。したがって、本人ばかりになって限定されてしまうので、もう少し幅を持たせた方がよいと思うので、この「人権を侵害されたと思う」のところを削除してもよいのではないかと思う。市民のそれを受けるのだということはどうかと思う。

(矢嶋会長) 当事者及び家族等も含めるという意味で市民ということによって、むしろ「人権を侵害されたと思う」という文言は削除するという提案ということだったと思うが、皆さんはいかがか。では、「人権を侵害されたと思う」を削除ということで、事務局には修文をお願いする。8に関しては他にご意見あるか。ないようなので、9に移ることとする。

(9) 答申(案)について(9 第三者機関の設置について)

(事務局) 先ほどと同様、柱書を「第三者機関の設置について、次のような内容を盛り込むものとする。」に修正したいと思う。

(金子委員) 第三者機関の話にするのであれば、救済機関と人権施策審議会の大きな二項目にすべきだと思うが、もしも今のように人権委員会のことについてだけ書くのであれば、ここは救済機関の設置についてというふうにして、救済機関のことだけを書いた方がよりすっきりするのではないかと思う。私としては、救済機関の設置についての方がよいのではないかと思う。そう考えるのであれば、名称のところはこのままでよいのだが、機能のところ、人権委員会の機能ではないものをあえて書いておく必要はないと思う。人権委員会は、こういう機能を担うということで、審査と救済のことだけを書いておけばよい。もしも人権行政のチェックのことについて書くのであれば、別に一項目を起こして、既存の人権施策審議会については、こういう機能を持たせるということを書いた方がよいのであって、この救済機関の機能のところをあんまりごちゃごちゃにしない方がよいかというのは、全体の構成の話としてある。それが一つ目の意見である。ここは、少しいろいろ申し上げたいことがある。まず、細かいことから申し上げる。次に、(4) 構成・規模のイに、「委員の任期は、一律の任期ではなく、任期が重複するようにするなど」と書いてあるが、これは重複させないようにする任期の始期と終期をずらすということ、確かこの審議会では提言というか、そういう意見が出たのだと思う。重複しないようにすることなので、少しこれは事実の誤認ではないかと思うのだが、いかがか。次に、大きな話だが、人権委員会の機能というか、権能の方がよいと思うが、権能を書くのであれば、ここの部分に、後から出てくる不当な差別的言動についてどのように対処をしていくのかということ、人権委員会の権能として書いておく方がよいのではないかと思う。したがって、この人権委員会の部分は、かなりボリュームが増えることになると思うが、ここで後の16ページ、17ページなどに出てくる声明や、公の施設の利用制限などについて、人権委員会がどのような権能を果たすのか、かんでいくのかということを書いてしまう方がより分かりやすいと思う。つまり、新旧対照表には載っていないが、答申(案)の方には図が付記されることになっていると思う。答申(案)の方の13ページにフローチャートが付いているが、このフローチャートを文字に起こしてここに書き込んでいってしまう。つまり救済機関がどのような形で、どのような権能を果たしていくのかというふうにした方が読んだ時に分かりやすいと思う。この答申(案)を一読させていただいて、少しそこのところが分かりづらい。新旧対照表ではなく、答申(案)の方の13ページにフローチャートが載っているが、これがどういうものなのかということ、細かく説明した部分がないので、そこをきちんと説明するような項目があった方がよいのではないかと思う。長くなって恐縮だが、今回の答申というものは市長に対するもの、形式的に市長に対するものだが、私はむしろ市民に対して出すもの、市民に理解してもらわなければならない

ている。したがって、この審議会の流れをずっと見て来なかった人にも、この答申を読めば我々が一体何を答申しているのか、どのような機関を作ろうとしているのか、作ることを提言しているのかということが分かりやすくなるように、この救済機関がどのような流れでどのような事案を救済していくということを、ここでまとめて書いてしまった方がよいのではないかと、少し大胆な修正案で恐縮だが。

(事務局) 傍聴の方のPCが固まってしまう、再入室するとのことなので、申し訳ないがしばらくお待ちいただきたい。

再開して大丈夫になったようなので、再開をお願いしたい。

(矢嶋会長) 傍聴の方は、先ほどの金子委員の発言は、どこまで聞こえていたのか。どこから再開したらよいのか。

(辻委員) 小さいところからだが、重複させるというところだが、委員の任期について一律というところのご指摘があったが、「部分的に」という言葉をそこに付け加えれば、上手くいくのではなかろうかと思う。それで細かいところの一つが解決したかなと思う。

(矢嶋会長) 傍聴の方がどこまで金子委員の先ほどの発言聞き取れたのか、気になるのだが、確認しなくてよいか。

(事務局) どこまで聞こえたのかを今確認したところ、(4)の任期の重複のところまで聞こえたとのことである。

(矢嶋会長) 大きい話ということであったと思うが、金子委員から全体のご指摘をまずいただきたいと思う。

(金子委員) 今回の案を拝見して、人権委員会の権能の部分、機能の部分と、それから後に出てくる救済手続の部分について、13ページ、14ページぐらいから始まる具体的な手続の部分分離をされていて、どうも一般市民の方が読んだ時に分かりづらいのではないかとというのが私の印象である。そこで、短めに申し上げるが、答申(案)の13ページに添付されている別図の「不当な差別的言動への対応方法について」の流れの全てに救済機関がかむようになっているので、この別図の一つ一つを、つまり相談、拡散防止、言動の禁止、声明というふうの一つ一つを救済機関の権能の中に入れて、救済機関がこういう形にかむということを説明していく。そのような流れにした方がよいのではないかとというのが私の意見である。それは今日突然申し上げるわけではなくて、私が、私だけでもないと思うが、前にその救済機関の名称、組織、権能に分けて、そこを明確になるようするよう申し上げた。私がイメージしていたのはそういうことである。権能としてこういうようなことを、こういう権限があるということの一つ一つの種類に分けて、説明をしていく。そのような形の答申の方が読んだ時に分かりやすいのではないかと思う。もしそのような形に変えるということをご賛同いただけるのであれば、事務局の皆様には結構ご負担をまたかけることになるので、まずはそういう書き換えをするのか、それともこの答申(案)を原案としてその微修正にとどめるのかということ、まずは決めていただいた方がよいのかなと思う。

(事務局) 今の権能の部分だが、11ページの(3)のアからウにまとめた形で書かせていただいているが、こちらについては、認識が誤っていれば大変申し訳ないが、以前の会議の方で、権能の方をここに書いておき、一つ一つの細かい手続についてはそれぞれ関連するところで書いておくとご意見をいただいたので、その関連する項目、不当な差別的言動の

ところだが、そちらの方に細かいことを書いて、こちらには大きく書いたところである。そのようにご意見をいただいたのでこのような形で書かせていただいたのだが、読む立場で、ここの方へ全部細かく書いた方がよいということであれば、それで修文はするが、このようにまとめた経過としては以上になる。

(金子委員) そういう方法でもよいのだが、私の申し上げたいのは、その細かい手続についてもすぐに分かるようにしていただきたいということだが、例えば、この今11ページの、ア、イ、ウのところ、アの部分についてはどこに細かく書いているというふうに、参照箇所を振っていただくとか、そういう形でもよいのかなと思う。

(矢嶋会長) 9時で今回は終了ということで、残された時間があまりないが、大きなところの方針はなるべく決めた方がよいと思うので、このまま事務局案のままで行くのか、若しくは微調整で行くのか、それとも金子委員の刷新案で行くのか、といった辺りについて皆様の意見を伺いたい。

(辻委員) 金子委員の提案の文章の形にするのに賛同するが、金子委員がおっしゃっていた10ページの「9 第三者機関の設置について」の相模原市人権施策審議会が担うところを削除するべきというところについて、まだコンセンサスに至っていないかと思うが、自分が提案しなければならないので、少し今考えているのだが、私はこれを別立てにしても人権施策審議会の権限をどこかに残してほしい。そうすることで、先ほどの7であったか、先ほどどなたかおっしゃっていただいた人権推進協力団体の認定の作業、認定する、認証する権限を相模原市人権施策審議会が担い、その中の5名から7名が相模原市人権委員会でのBとCを担うと書いていただけるとよいかなと思ったのだが。そうすると金子委員がおっしゃっている人権委員会の負担が非常に重くなるというところは住み分けができるかなと思ったのだが。この辺り金子委員はいかがか。

(金子委員) 私も人権施策審議会を別立てにする方がよいと思う。

(辻委員) 9か8で、タイトルは相模原市人権施策審議会が担う権限として、今、10ページにある、相模原市人権施策審議会は、人権施策の状況のチェック、かつ、推進指針の策定・変更に関する審議、本条例の見直しに関する審議、本条例の施行に関する意見の建議、プラス人権推進協力団体の認定と付け加えていただきたいと思う。そして、金子委員がおっしゃっていた9のところ残すのは大きなお話だけになるが、いかがか。

(金子委員) 私は人権施策審議会を別項目にするということについて、それでよろしいと思うが、人権推進協力団体の認定をその人権施策審議会が担うということについて、少しどうなのかと思う。人権施策審議会に後で報告するということはあり得ると思うが、認定基準は救済機関でも審議会でもどちらでもよいが、審議会の方がよいかなと思うが、審議会で作って、あとはその基準を機械的に当てはめて市当局の方で認定をしていけばよい。どういふところを認定したかということについて後で報告をする。もちろん、その報告に対して審議会が意見を言うということはあるかと思うが。というのは、その審議会が頻繁に開かれるわけではないので、私は市当局が認定をすればよいかと思っている。

(辻委員) 先ほど工藤委員のご提案も忘れていたが、そうであった。人権推進協力団体の認証についての市の報告を受けると提案し直す。

(矢嶋会長) では、まず人権施策審議会を別立てにして、独立項目として設けるといふ金子委員、辻委員のご提案だが、この件に関していかがか。

(工藤委員) それに賛同するが、さっきの議論だと、人権推進協力団体について、そこに第三者機関をかますということでの議論の進行だったように思うのだが、人権施策審議会だどこの審議会なので、第三者機関と少し違う性格を持つので、さっきの延長線だと、確か市と連携して、かましてやるということについては、市がまず選考するに当たってもきちんと第三者機関に報告するということの議論だったと思うのだが、その辺はそうではなかったか。

(金子委員) 第三者機関というのは、この審議会も第三者機関なので、先ほども申し上げたが、第三者機関の中に、この審議会の他に新たに救済機関としての人権委員会を設けるという理解である。そこで住み分けをする。仕事の割り振りをする。人権推進協力団体の認定については、基準を審議会の方で作る。それに沿って市当局が認定をし、その結果を審議会に報告をして審議会がチェックをするというイメージである。

(工藤委員) それで整理されれば結構だが、私は、相模原市人権委員会が、そういう機能になるのかなというふうに私なりに解釈していたが、全体を人権施策審議会で担うということであれば、それはそれでまた結構な話で整理した方がよいと思うが、第三者機関については、何を指しているのかということ具体的に整理した方がよろしいかと思う。

(金子委員) 付け加えるが、人権委員会の方は法律家と学識経験者などからなる比較的この専門的な審査をする団体なので、それよりも審議会の方に、こうした団体が多くいるし、そういう当事者団体などの代表者などが入っている審議会の方が人権推進協力団体の認定にかませる組織としては適切かと思う。

(工藤委員) では、そういう整理をここできちんと確認するということでよいか。

(辻委員) 私も最初は工藤委員と全く同じことを考えていたが、11ページの(4)の構成・規模のところのウを見ると、おそらく金子委員が想定されていた辺り、相模原市人権委員会と人権施策審議会のところが重複しているというところなので、先ほど金子委員が想定されている考えがここなのかなと思ったので、そのとおりかと思った。

(矢嶋会長) 先ほどの話に戻るが、人権施策審議会に関して、独立した項目を設けて規定をするということに関しては、皆さん異論ないということによろしいか。その上で、第三者機関の文言について、これがどういう形でこの答申(案)に残るのかであるが、いずれにしても何を指すのかということをもっと明確にして、それぞれの権能を明確にするということについて、皆さん本日の審議会に合意されたということによろしいか。ではその点については合意に至ったということにさせていただきたいと思うが、この大枠の変更について、残りの時間で結論を出すのは、少し難しいと思うので、甚だ途中という感は否めないが。

(辻委員) 大枠については、金子委員の文章化する案に賛成する。

(矢嶋会長) 刷新するという事に賛成ということか。

(辻委員) 刷新というかフローチャートを文章にするだけである。

(矢嶋会長) 金子委員の案の中では微調整というのもあったが、それではなくて文章化をしてある程度刷新するという事に辻委員は賛成ということか。

(辻委員) 一般の市民が読んで分かりやすいように。

(矢嶋会長) 一般の市民が読んで分かりやすいようにフローチャートを書き起こすという方か。

(辻委員) そうである。

(工藤委員) 私もやはり市民がきちんと読んで理解できるということにするのであれば、ここで全面展開した方がよろしいかと思うので、金子委員の案に賛成する。それと、時間もないので、いろいろと私も意見持っているので、要するに字句の問題とか、いろいろ追加の内容だとか、それからまた構成についてもいろいろ意見を持っていて今日はとても言い切れないので、是非次回も継続してほしいと思う。

(事務局) 大枠というところで話があったと思うが、その大枠にした時の書き方として少し参考に確認をしたいが、例えば、今、お配りさせていただいている資料の16ページをご覧ください。そこに、(2) 声明がある。例えば、この声明の中で「・」にありその二つ目だが、「第三者機関は、市長から諮問があった場合は、定められた期間内に答申すること。」などが出てくる。先ほど金子委員からフローチャートの内容が分かるようなことというところで話があったので、こういった部分を修文しながら前の方に持って行って、こちらの下の方から持っていったものは消していく作業なのかなと想定をしたところだが、そのようなイメージか。

(金子委員) 私も明確なイメージがないままに申し上げてきて大変恐縮だが、おっしゃったとおりの内容である。この16ページ、17ページに出てくる第三者機関は、全て相模原市人権委員会に書き換えていただきたいと思う。そうでないとどの言葉が何を指すのかが分からないので、固有名詞が一旦定まった以上は、その固有の機関名で全て書き換えていただきたいと思う。

あと、そこまで行っていないのだが、先ほどのフローチャートを粛々と文字に起こしていただければよいと考えているので、例えば15ページのような表記は、無くてもよいかなと思う。もしあるとしたら、別にフローチャートの説明のところからは、除いていただいて、とにかく、人権委員会の権能として、フローチャートのところを粛々と書いていただくということになる。もちろん、実際に措置をするのは市長なので、そこは市長の権能の説明にも半ばなるわけだが、それに第三者機関がどのように関わっていくのかということを起こしていただければと思う。

(工藤委員) 僕は、答申(案)の13ページのフローチャートはもう要らないと思う。そこにきちんと文章で整理されれば済む話なので、もうできているので。これは、やはり市民が見てもよく分からないということもあるし、果たして、他の部局の人が見てもよく分からないのではないかなと思うから、無くしてもよろしいかと思うし、対照表の10ページ、この四角で囲った部分についても、これ文書で整理すれば分かる話なので、ここも四角自体を無くして構わないのではないかなと思う。その内容について、例えば目的をきちんと位置付けるとかいうところで整理されれば、整理してくるし、人権施策審議会との関係については、先ほど議論があったところだから、そこで整理されてくると思うから、まず、この四角は無くして文章化した方がよろしいかと思う。とりあえず今日はそこまで言うおく。

(金子委員) 比較表を無くすのは、そのとおりでと思うが、本体の方に載っているフローチャートは参考までに付けておいてもよいと思う。文章で書いた上でフローチャートも付ける、その両建てでよろしいかなと思う。

(工藤委員) 今日のところはここまでで、これ以上今日は無理だと思うので、次回また継続でお願いしたい。

(矢嶋会長) 一点確認したいことがある。金子委員は、先ほど15ページの記載について言及されていて、ここは要らないとおっしゃったのか。

(金子委員) 15ページの(1)のところに書いてある、要するに、背景説明のようなことは、手続を粛々と書く時にはいらないと申し上げた。もしもこれを書くのであれば、何か別のところで書いておくのはよいと思うが、なぜそのようなことを申し上げるかという、16ページの(2)は、手続が粛々と書いてあるのに対して、(1)のところは前書き的なことが、背景説明のようなところが非常に多くて少しバランスに欠けるように思う。手続を書く時には手続だけこのような流れであるという、先ほどのフローチャートに分かるように書いておいて、もしこの背景的なことを書くのであれば、どこか別のところ、若しくはもう一切削除してしまうのでよろしいのかなと思う。それは、別にまた修文した時に調整していただければと思う。

(矢嶋会長) 削除するかしないかについて、また次回審議するということでよろしいか。では、甚だ中途半端な印象はあるが、本日はもう9時を過ぎているので、ここで締めさせていただきます。ではこれをもって令和4年度第9回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以 上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ子 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席